



# 島根県報

平成29年10月20日（金）

号外 第 123 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【監査公表】

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	2
定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	7
財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	16
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	31

**監 査 委 員 公 表****島根県監査委員公表第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成28年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月20日

島根県監査委員	生 越 俊 一
同	岩 田 浩 岳
同	錦 織 厚 雄
同	後 藤 勇

## 平成28年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容

## テーマ 法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 実施要綱等及び検査等マニュアルの整備等</p> <p>(1) 実施要綱等の整備及び見直しについて</p> <p>検査等を実施するにあたって、その主旨や目的、あるいは、実施方針などの基本的事項を定めた実施要綱等を整備することは、検査等実施の意義や必要性などの明確化につながり、検査等を着実に遂行する上で重要である。</p> <p>監査の結果では、実施要綱等が整備されていないもの、また、実施要綱等が整備されている検査等であっても、実施要綱等が古いままで見直しが行われていないものなどがあった。</p> <p>については、実施要綱等が整備されていない検査等にあつては、検査等の内容を確認の上、実施要綱等の必要性について今一度検討されたい。</p> <p>また、実施要綱等の古いものなどについては、検査等の実施にあたり支障のないよう、適宜、内容の見直しを図られたい。</p>	<p>1 実施要綱等及び検査等マニュアルの整備等</p> <p>(1) 実施要綱等の整備及び見直しについて (知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、実施要綱等の整備や見直しなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>ほとんどの検査等について実施要綱等が整備されており、その内容も現状に沿ったものである。一部未整備の検査もあるが、整備の上方針等を明確化する予定である。</p> <p>今後も、検査等の実施に支障のないよう適時見直しを行っていく。</p>
<p>(2) 検査等マニュアルの整備及び見直しについて</p> <p>検査等マニュアルを整備し、検査等の実施手順や実施基準、根拠法令や解釈と関連づけたチェック項目などを設け、ルールの規定化を図ることは、検査等のレベルを確保し、担当者間での検査結果のばらつきを防止する上で効果的であり、検査等の円滑な実施が期待できる。</p> <p>監査の結果では、法令等の規定を直接違反か否かの判断材料として検査等を実施する事務（3機関）については、検査等マニュアルが整備されていなかった。</p> <p>また、それ以外の事務においては、すべて検査等マニュアル、あるいは、それに代わるものが整備されていたが、これらの中には、検査項目や手順等を定めていないもの、不適とする項目について、指導区分（文書・口頭）の判断基準がなく、同じ事務を行う地方機関の間で取扱いに差が生じる可能性が懸念されるもの、制定された年月日が不明で、決裁が行われた形跡が見られないものがあった。</p> <p>については、検査等の事務の円滑化、実施内容の平準化による公平性の確保に向け、適宜、検査等マニュアルの整備、あるいは、内容の見直しを図られた</p>	<p>(2) 検査等マニュアルの整備及び見直しについて (知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、検査等マニュアルを実情に応じた内容に改正するなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>検査項目等を定めた県下統一の検査マニュアルを策定するなど、担当者間での検査結果のばらつき防止を図っている。</p>

<p>い。</p> <p>また、検査等マニュアルの整備にあたっては、決裁権者による決裁を行い、組織として整備されたい。</p>	
<p>2 実施計画の策定</p> <p>(1) 実施計画の策定について</p> <p>検査等の実施にあたっては、所期の成果の達成に向けて、実施計画に当該年度実施する検査等の対象団体や実施時期等をあらかじめ定め、検査等を確実に実施するよう努める必要がある。</p> <p>監査の結果では、具体的な実施計画を策定していないものや、計画の策定にあたって決裁が行われていないものがあった。</p> <p>については、検査等の性質（計画的に実施するものか、法令等に違反している場合のみ実施するものかなど）を確認の上、必要に応じて実施計画を策定されたい。</p> <p>また、その場合にあつては、決裁権者による決裁を行い、組織として策定されたい。</p>	<p>2 実施計画の策定</p> <p>(1) 実施計画の策定について (知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、実施計画の策定や計画策定期の見直しなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>実施計画の策定の必要があるものは、警察署等実施する機関が具体的な実施計画を策定し、所属長の決裁を受けている。</p>
<p>(2) 目標達成に向けた取組の進行管理について</p> <p>監査の結果では、おおむね実施計画に掲げた実施目標のとおり検査等が実施されていたが、中には、業務の繁忙や、対象団体との日程調整が整わないことなどを理由として、実施計画に掲げられた箇所の検査を実施していないものがあった。</p> <p>については、日頃から業務の進捗状況を的確に把握し、年度中途に、適宜、実施期間の延長など、計画の見直しを図り、目標達成に向けた進行管理に努められたい。</p> <p>また、本庁所管課から実施目標数が提示される場合で、いずれの実施機関においても目標数を達成していない検査等があったが、こうしたものについては、目標数設定の妥当性を検証されたい。</p>	<p>(2) 目標達成に向けた取組の進行管理について (知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、進捗管理の方法・体制の見直しなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>進捗状況の悪い警察署に対しては、その都度、県警本部が当該警察署を指導するとともに、警察本部担当者による各署への巡回業務指導時に、立ち入りの推進について指導するなど目標達成に向けた進行管理を行っている。</p> <p>また、目標数設定の妥当性について、引き続き検討し、見直しの必要なものは見直しを行っていく。</p>
<p>3 検査等の実施体制</p> <p>(1) 実施体制の状況について</p> <p>検査等の実施体制については、大半の検査等で複数体制をとっているが、中には、都合により1名で実施する場合もあるとしていた事例があった。</p> <p>については、事故や紛争を未然に防ぐ観点から2名以上で実施することが適切であることから、引き続き</p>	<p>3 検査等の実施体制</p> <p>(1) 実施体制の状況について (知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、2名体制での実施規定を設けたり、地方機関との会議で</p>

<p>き、検査等の目的を達成するために必要な人員の確保と担当事務の適切な割り振りについて配慮をお願いしたい。</p> <p>また、検査等を地方機関で実施し、一方で、本庁において免許申請や届出事務を行っている場合に地方機関に検査等対象団体等の正確な最新情報が伝えられていないものや、同一の検査等であって、検査に関する取扱いが地方機関で異なるものがあった。</p> <p>については、所管課におかれては、地方機関との情報共有に努め、実施において齟齬のないよう連携を図られたい。</p>	<p>情報共有を図るなどの対応の実施・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>検査等は、可能な範囲で、複数で実施するように努めている。</p> <p>また、警察署間あるいは警察本部と警察署間のいずれにおいても情報共有を図っている。</p>
<p>4 職員の研修等</p> <p>(1) 新任担当職員・実務担当職員の育成について</p> <p>検査等の業務は、直接県民の生活や社会経済活動に関わり、公正の確保や透明性の向上が求められる。そのためは、日頃から担当職員の研鑽が不可欠であり、研修等の充実を図る必要がある。</p> <p>監査の結果では、マニュアル化の徹底とOJTで対応可能であるとするものがある一方、経験の浅い職員に対して組織のサポートとケーススタディの研修の充実、あるいは実践的な事例研修の機会を要望する声が聞かれた。</p> <p>また、時間の制約等から専門性を高めるための研修への参加がなされていないものもあった。</p> <p>については、担当職員が業務知識を十分習得し、検査技術レベルを向上できるよう、研修機会の確保、研修内容の充実に積極的に取り組まれるとともに業務知識や経験が豊富な職員から経験の浅い職員への検査技術の円滑な継承、外部研修受講者による関係職員に対する伝達研修などにも努められたい。</p> <p>特に、年度当初にあっては、新任担当職員の事務の不慣れによる事務処理の遅延やミス等の発生が考えられるので、年度初めの早い時期に担当者会議等を開催することにより、新任担当職員も含めた実務担当職員の育成や情報共有に努められたい。</p>	<p>4 職員の研修等</p> <p>(1) 新任担当職員・実務担当職員の育成について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、年度当初の担当者会議の開催や、研修会場を増やすなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>年度当初に、新任担当者を警察本部に集め研修を行うとともに、新人育成プログラム制度を活用するなど育成に努めている。</p> <p>また、警察本部担当者が、各署を巡回し、実際の現場において実務担当者の指導を行うとともに、5日間の集合研修を行うなど担当者の育成等に努めている。</p>
<p>5 検査等の実施結果の取扱い</p> <p>(1) 検査結果の報告・復命について</p> <p>特に問題が見られなかった場合には、検査結果を台帳に記載するのみで、上司への報告を行わないこととしているものがあった。進捗状況を所属長に適宜報告するなど、所属内における情報共有に努められたい。</p>	<p>5 検査等の実施結果の取扱い</p> <p>(1) 検査結果の報告・復命について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、検査結果について報告を行ったり、課内の情報共有を図</p>

	<p>るなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>検査等実施結果については、検査等終了後、速やかに文書で所属長に報告を行っている。</p>
<p>(2) 検査結果の通知について</p> <p>検査等の重要な点は実施することのみではなく、検査等の実施後、結果の適否を団体等に通知し、不適切な点について確実に改善されることにある。</p> <p>監査の結果では、団体等への検査結果の通知について、口頭による方法のみで実施している検査等があった。</p> <p>については、その内容に応じて、適宜、書面の手交を行うなど、対象団体等と検査等実施機関との間で認識の相違等生じないように留意し、確実な改善につなげられたい。</p> <p>また、実施要綱等で調査実施後おおむね1ヶ月以内に通知する旨の規定がされているにもかかわらず、年度末に一括して年間の検査結果を通知しているものがあったが、検査結果の通知にあたっては、実施要綱等に定められた期間内に行うよう改善されたい。</p>	<p>(2) 検査結果の通知について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、立入検査記録書の写しなどの送付や、速やかな通知を行うなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>口頭によるべきものは口頭で、文書によるべきものは文書で、その都度通知を行っている。</p>
<p>(3) 改善措置状況報告に対する確認について</p> <p>改善措置状況の報告に対する確認は、実地や書面、口頭など様々なものがあった。引き続き確実な方法かつ最適な時期での確認に取り組まれたい。また、改善を要する事項の再発防止や類似事案の未然防止に向けて、検査後における適宜適切な指導や注意喚起にも努められたい。</p>	<p>(3) 改善措置状況報告に対する確認について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、提出期限を要領等に規定して報告書の提出を求めるなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>改善結果の確認については、それぞれ適正にその都度行っている。</p>
<p>(4) 検査結果の同業団体等への情報提供について</p> <p>検査結果や不適正事案の概要等の情報を周知することは、自主的な改善や不適正事案の未然防止に有効な手段である。</p> <p>監査の結果では、検査結果の同業団体等への情報提供の取組が実施されていない機関もあった。</p> <p>については、研修会・講習会等様々な機会を利用して、同業団体等に対する検査結果の情報提供について積極的に取り組まれたい。</p>	<p>(4) 検査結果の同業団体等への情報提供について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、指導時や意見交換会の機会を利用して検査結果についての情報提供を行うなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p>

	<p>同業団体がある場合には、会合等の機会を利用して検査結果の状況等について情報提供を行っている。</p>
<p>(5) 検査結果の総括・分析について</p> <p>検査結果の総括・分析は、検査等実施の効率化、公正化を図るために重要である。</p> <p>監査の結果では、検査結果の総括・分析が行われていない機関があった。</p> <p>については、年度ごとの総括・分析を行い、次年度の指摘基準や重点項目の設定、事業計画の策定への反映など、より効果的な検査となるよう努められたい。</p>	<p>(5) 検査結果の総括・分析について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、総括・分析を行うなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>各検査について、総括・分析を実施している。警察署からの実施結果報告に基づき、警察本部で総括を行い、検査等に必要な情報を警察署にフィードバックしているものもある。警察署では、実施計画の策定等に反映させるとともに指導監督の参考としている。</p>

#### 島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成27年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月20日

島根県監査委員 生 越 俊 一

同 岩 田 浩 岳

同 錦 織 厚 雄

同 後 藤 勇

## 平成27年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p><b>1 予算関係事務</b></p> <p>下水処理過程で回収されるリン酸マグネシウムアンモニウム（MAP）の売払に当たり、平成27年12月3日搬出分が不良品であったため、県は買主に返品を求め、搬出と返品に係る運搬費を県が負担することとした。その際、運搬費相当額を県が買主に支払うべきだったにもかかわらず、未収であった前月売払分MAP代金と相殺していた。</p> <p style="text-align: right;">(宍道湖流域下水道管理事務所)</p>	<p>会計事務担当者及び決裁者が、審査指導課が実施した会計制度研修を受講し、収入と支出の原則について理解の徹底を図った。</p> <p>また、所内会議において、会計事務担当者が収入と支出の原則について全職員に説明し、再発防止を図った。</p>
<p><b>2 収入関係事務</b></p> <p>肥育牛2頭に係る不用品売払収入について、収入調定の時期が3ヶ月以上遅れていた。</p> <p>収入伺決裁日 平成27年12月16日</p> <p>調定日 平成28年3月31日</p> <p>調定額 2,092,249円</p> <p style="text-align: right;">(畜産技術センター)</p>	<p>売払いを担当する各科と総務担当との情報共有を徹底するため、JAから送付される「肉牛代金精算書」の写しを総務担当で回覧し、チェックリストに記入して複数の職員で確認することとした。</p>
<p><b>3 支出関係事務</b></p> <p>ア 郵便後納料金について、支払期限後に支払ったため、延滞利息が発生していた。</p> <p>対象元金 98,107円</p> <p>支払期限 平成27年10月30日</p> <p>支払日 平成27年11月5日</p> <p>延滞料金 194円</p> <p style="text-align: right;">(環境生活総務課)</p>	<p>事案について課内で情報共有し、同様な不適切事案が発生しないよう注意喚起を行った。</p> <p>また、取扱いにあたり以下の事項を徹底するよう、職員に対し周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書等の郵送物、書類等については、受領した職員が直ちに開封し、内容を確認の上、担当者へ内容を伝達する。</li> <li>・関係職員は、できる限り速やかに事務処理を行う。</li> <li>・請求書等、支払期限の定められた書類等について直ちに処理することが難しい場合は、他の職員が目につくような場所に（あるいは他の職員にその所在を伝えて）保管する。</li> </ul>
<p>イ 設計業務委託料に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、法定納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。</p> <p>対象元金 332,846円</p> <p>法定納期限 平成27年2月10日</p> <p>支払日 平成27年4月14日</p> <p>延滞税 1,500円</p> <p>不納付加算税 16,500円</p> <p style="text-align: right;">(雲南県土整備事務所)</p>	<p>契約業務課の担当者は、委託業務に係る所得税の引き去りがある場合には総務課担当へ報告することとし、両課の職員に周知した。</p> <p>また、総務課の職員は、毎月複数の者で歳入歳計外現金（所得税等）データを確認し、不明な残額がある場合は、直ちに内容を調査し所得税等を納期限内に納付するようにした。</p>
<p>ウ 非常勤職員の報酬に係る源泉所得税及び復興特</p>	<p>源泉所得税及び復興特別所得税の納付にかかる事務</p>

別所得税の納付について、法定納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。

対象元金 1,530,600円

法定納期限 平成27年7月10日

支払日 平成27年8月19日

延滞税 4,600円

不納付加算税 76,500円

(芸術文化センター)

確認フローを作成、掲示することで事務処理の適正化を図った。

また、執行機関において一覧表で整理した「歳入歳出外現金の残額」と、財務会計システム 国税受払状況の「受払残額」及び「歳入・歳出外現金整理簿」について、毎月末時点で突合を行うとともに、その内容を所属長まで決裁して情報共有を図ることで、納付漏れが生じないよう徹底することとした。

## 平成27年度会計定期監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

意 見	処理方針・措置状況
<p><b>1 定期監査の結果に関する意見</b></p> <p><b>(1) 源泉所得税及び復興特別所得税の納付について</b></p> <p>支出事務に関しては、支払の時期が遅延して延滞金等が発生する事例が毎年繰り返されているが、中でも、源泉所得税及び復興特別所得税（以下「源泉所得税等」という。）を法定納期限後に支払ったことによる延滞税及び不納付加算税の発生が、3年連続して見受けられた。</p> <p>この支払遅延の原因は、報酬等の支払時に引き去られた源泉所得税等が総務事務センターの集中処理により納付されるものと担当職員が誤解していたことや、所属の他の職員も歳入歳出外現金の残高確認を行っておらず、未納付であることが情報共有されていなかったことなど、職員の認識不足や所属のチェック体制の不備にあると考えられる。</p> <p>については、各執行機関においては、事務処理のチェックリストを作成し、毎月末に財務会計システムで歳入歳出外現金の残高を確認すること等により、源泉所得税等の納付漏れの防止に努められたい。</p> <p>また、出納局にあっては、会計事務研修等において、源泉所得税等の納付の仕組みや事務処理方法の周知徹底を図られたい。</p>	<p><b>(各執行機関、出納局)</b></p> <p>会計事務研修や会計検査等を通じて、源泉所得税等も含めた支払遅延防止について指導を実施した。</p> <p>①会計事務研修</p> <p>職員の会計事務に関する知識向上と法令遵守の徹底を図るため、松江と浜田の2会場で延べ450名（2月研修204名、6月研修246名）の職員に次のとおり会計事務研修を実施した。</p> <p>&lt;会計事務実務研修（H29年2月）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出納局の会計検査や定期監査等での指摘・指導事項等の結果を説明周知した。そのうち、特に支払遅延に関する事案についても具体的な内容を紹介し、注意を喚起</li> </ul> <p>&lt;会計事務担当者及び決裁者研修（H29年6月）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計事務全般にわたり留意すべき基本的な事項についての説明を行った。このうち支出、経理事務に関する説明において、源泉所得税の特例納付など納付の仕組みや支払遅延の防止について注意を喚起</li> </ul> <p>②会計検査</p> <p>会計検査に際して、支払遅延の確認をチェック項目として検査を行った。そのうち、支払い遅延等があった場合は、文書で通知し、今後の適正な処理を指導した。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>警察では、支払遅延による延滞税等は発生していないが、「会計課だより」などの執務資料により基本的事項を周知し納付事務における誤りの防止に努めている。</p> <p>今後も引き続き執務資料による周知、チェック体制の確立等により納付漏れの防止に努める。</p>
<p><b>(2) 予定価格の積算について</b></p> <p>今回の監査で予定価格と契約金額が同額である契約について調査したところ、このうち約7割が一者随意契約（執行伺において唯一の見積書徴取先として指定した一者と締結した随意契約）であり、さらにこのうち約6割の契約では、業者の参考見積等の額がそのまま予定価格となっていた。</p> <p>一者随意契約の場合、契約の目的となる物件や役</p>	<p><b>(各執行機関)</b></p> <p>会計事務研修や会計検査等を通じて「随意契約取扱指針（平成18年3月出納局長通知）」に沿って適切に事務処理が行われるよう指導を実施した。</p> <p>①会計事務研修</p> <p>&lt;会計事務担当者及び決裁者研修（H29年6月）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約について地方自治法等に基づく執行要件の考え方等を説明し厳正な事務処理を行うよ</li> </ul>

<p>務を提供できる業者が一者のみであるという特殊性から、当該業者の参考見積等の額をもって予定価格とすることは、やむを得ないと考えられる面もある。</p> <p>一方、一者随意契約で業者参考見積等の額をもって予定価格とする場合は、予定価格及び契約金額の妥当性の検証が困難という問題がある。</p> <p>については、各執行機関においては、契約の相手方となりうる業者が真に一者しかないのか改めて検証したり、一者随意契約で業者参考見積等を利用する場合であっても、可能な範囲で複数の業者から参考見積等を入手するなど、公平性、透明性、競争性の確保に努められたい。</p>	<p>う指導</p> <p>②会計検査</p> <p>会計検査実施上の「重点検査項目」として、一者随意契約を行った事案についてその理由の確認を行い、適切な執行を指導している。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察では、一者随意契約を行う場合は、物価資料等により自ら積算し、業者参考見積と比較の上予定価格を積算するよう努めている。</p> <p>今春の会計担当課長会議では、一者随意契約を行う場合は、妥当性を常に検証するよう指示している。</p> <p>今後も引き続き、契約に係る透明性及び競争性の確保に努める。</p>
<p><b>(3) 物品購入時に店舗等において提示するカード類の管理について</b></p> <p>いくつかの所属では、山間地域に事務所があり物品を配達してもらえないとか、出かけた現場で緊急に物品調達が必要になるといった事情がある場合に、職員がホームセンター等の店舗に出向いて物品を受領し、代金は後日送付される請求書により支払うという方法をとっており、その際、その店舗が発行した所属を証明するカードを提示することとなっている。</p> <p>カードを保有する所属では、職場内の鍵のかかる金庫等において保管されているが、その使用に当たっては、庶務担当者に口頭で了解を得ている所属や使用状況を把握できるカード管理票等を作成している所属など、様々であった。</p> <p>このカードは、特定の店舗等において所属を証明するために提示されるカードであり、金銭的価値を有するプリペイドカード（パスピー、I C O C A等）やクレジット機能が付加されたE T Cカードとは性質が異なるが、カードを提示すれば商品を購入できることから、適切な管理により紛失や不正使用を防止する必要がある。</p> <p>については、このようなカード類の使用実態を把握し、使用に当たっては、各所属において使用簿等を作成し、使用者の特定や使用目的等を明らかにするなど、適切な管理に向けた指導を行われたい。</p>	<p>(出納局)</p> <p>物品購入時に店舗等において提示するカード類について、各所属の使用実態を調査した結果、203所属中122所属（60.1%）で使用されていた。</p> <p>全庁で適切な管理を行うため、使用手続き、管理方法及びカードの使用簿様式を具体的に定めて各所属長あて通知した。（「物品購入時に店舗等において提示するカード類の管理について（通知）」平成28年11月24日付け会第127号）</p> <p>今後、会計検査においてもカード類の適切な管理について指導するほか、会計事務研修や「出納局だより」でも注意喚起を行っていく。</p>
<p><b>(4) 会計事務の適正化について</b></p> <p>昨年度の監査報告では、会計事務に関して、チェックリストや事務処理フローを作成したり、定期的</p>	<p>(各執行機関、出納局)</p> <p>更なる適正な会計処理の執行に向けて引き続き次の事項に取り組む。</p>

な事務処理点検や職場内研修を実施するなど各所属で様々な創意工夫に努めている事例を紹介したが、現在、多数の所属において、こうした推奨事例を参考にしつつ会計事務の適正化に取り組まれている。

また、今回の監査において、収入調定に関し、依然として一定数の遅延は生じているものの、改善に向けた関係所属の努力も見られた。

一方で、従来から引き続いて、資金前渡整理簿、行政財産の使用許可台帳や物品の使用責任者記録簿の記載漏れなど、職員の認識不足や所属のチェック体制の不備に起因すると思われる不適正な事務処理が多数見受けられた。

特に、支払いの時期が遅延して延滞金等が発生する事例が毎年繰り返されており、不要な支出をしない観点からも対策の徹底が急務である。

については、各執行機関においては、他の所属での不適正な事務処理事例を自らにおいても発生しうるリスクとして再点検するなど、会計事務の適正な執行に一層努められたい。

また、出納局にあっては、引き続ききめ細かく各執行機関への支援に取り組まれたい。

#### ①会計事務研修の充実強化

職員の会計事務に関する知識向上と法令遵守の徹底を図るため、松江と浜田の2会場で延べ450名（2月研修204名、6月研修246名）の職員に次のとおり会計事務研修を実施した。

<会計事務実務研修（H29年2月）>

- ・出納局の会計検査や定期監査等での指摘・指導事項等の結果を周知し、誤りやすい事項を確認するとともに、その際の適正な処理方法等について説明

- ・今後会計事務処理を行う上での留意点を説明

<会計事務担当者及び決裁者研修（H29年6月）>

- ・会計事務全般にわたり留意すべき基本的な事項についての説明に加え、財務電算システムに係る事務処理など、今後の会計事務処理において留意してもらいたい事項について説明

- ・17年ぶりに全面的に見直し作成中である「会計事務の手引き」を収入、支出等に関するテキストとして活用

#### ②例規、通知等の集約・周知

職員ポータルライブラリに会計事務に関する例規、通知及び手引等を集約・整理するとともに、同ライブラリ上で当該例規等を一覧で検索できるページを作成し、会計事務処理に活用しやすいよう見直した。

#### ③「会計事務に関するチェック項目」の周知

「会計事務に関するチェック項目（平成26年4月作成）」を活用した適切な会計処理について、上記②の一覧表に掲示し、活用を促した。

#### ④会計事務に関する情報共有化の推進

「出納局だより（平成28年度9回発行）」により、平成28年7月から開始した電子審査に係る電子決裁の留意事項など会計情報の提供及び注意喚起を行った。

また、職員ポータルの掲示板を活用し、誤りの多い事項等について注意喚起を行った。

#### ⑤会計事務ヘルプデスクの運営

契約や収入、物品等の会計事務について、総務事務センターと連携し、会計事務ヘルプデスクによる相談対応を実施している。

#### ⑥個別研修の実施

所属からの要望に応じて個別研修を実施した。

	<p>⑦出納審査の充実強化</p> <p>支出審査における「修正指示書」を適宜見直すとともに、定期的に課内研修を行い、統一的な審査ができるよう努めた。</p> <p>⑧会計検査の充実強化</p> <p>本庁・地方機関とも全所属の1/2を対象に全ての会計事務について検査を引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査での指摘事項等を踏まえた使用責任者記録簿の作成確認等の「重点検査項目」を設定</li> <li>・出納監察スタッフに審査グループを加えた検査体制で実施（日常の支払審査の視点に立った検査・指導、検査後の相談等を実施）</li> <li>・債権を管理している全所属を対象に債権管理状況に関する検査を実施</li> </ul> <p>⑨財務会計システムの充実</p> <p>平成28年度に稼働した新財務会計システムでは、システム上でのチェック機能を充実させた。また、よく寄せられる質問及び回答を検索できる「FAQシステム」を様々なカテゴリに分類し（例：新年度準備、電子決裁、予算・決算業務）、出納整理期間中の留意点や各種未済処理の確認方法などを、担当者が理解しやすい図解を交えた情報提供を行っている。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察では、「業務チェックマニュアル」や「ワンポイント事例集」などを活用し、日常業務において陥りやすい問題点を点検している。</p> <p>部内外の不適正な事務処理事例は、「会計課だより」や各種会議で紹介するとともに今後発生するリスクとして業務の再点検を図っている。</p> <p>今後もチェック機能の強化を図り、会計事務の適正な執行に努める。</p>
<p><b>2 組織及び運営の合理化に資するための意見</b></p> <p>(1) 財務会計システムの適正かつ円滑な運用について</p> <p>平成28年4月から新しい財務会計システムが稼働し、本庁は7月から、地方機関は10月から、一部の支出について電子審査が開始されたところであるが、初めての取り組みであることから、事務処理が適正かつ円滑に行われるよう各執行機関への支援等を十分に行われたい。</p> <p>なお、今回の定期監査において、システムを利用する職員から処理に時間がかかることや、一度作成</p>	<p>(出納局)</p> <p>電子審査の開始に当たっては、出納局だよりや職員ポータルに掲示板により留意点などについて周知を行い、会計事務ヘルプデスクにおいても、所属からの質疑等に対応した。</p> <p>併せて、平成28年10月に、会計課及び企業体において総務事務センター及び審査指導課の現場調査を行った結果を踏まえ、紙決裁を行う帳票の印刷については操作の手数を減らす改善を実施するとともに、電子審</p>

<p>した執行伺いの修正ができないことなどについて改善を希望する声があった。</p> <p>については、実務に携わる職員のニーズや疑問点を把握し、各種の情報提供や改善を行うなど、職員にとってより使いやすい、効率的な業務が行えるものとなるよう引き続き取り組まれない。</p>	<p>査については担当者が必要とする情報を確認できるよう、表示される帳票の整理を含めた改善を実施した。</p> <p>また、職員から寄せられる質問及び回答を検索できる「FAQシステム」を平成28年12月から稼働開始した。ヘルプデスクでの回答やシステム利用上の注意点などを掲載し、常に最新の内容に更新している。その中で執行伺いの修正方法についても図解を交えて処理手順を詳しく説明するとともに、修正可能な項目及び修正方法についても改善を行った。</p> <p>システムの処理速度改善については既にデータベースの最適化及びチューニングを平成28年6月に実施しているが、より効率的な会計事務が行えるよう、平成29年度においても引き続き処理時間短縮に係るシステム改修に取り組む。</p>
<p><b>(2) 専門職の確保と人材育成について</b></p> <p>専門職については、病院等の医師・看護師、保健所の薬剤師、それに保健所や農林振興センター等の獣医師など、様々な分野において確保が困難になっている。</p> <p>また、児童相談所では、児童虐待など子どもを取り巻く深刻な問題も多く、社会が多様化する中でその対応も難しくなっており、児童家庭相談の専門的対応や相談窓口となる市町村への支援など、職員の専門性の向上が求められている。</p> <p>児童相談所の専門職の配置については、心理職や児童福祉職の計画的な採用が行われているが、更に職員のスキルを高めるために、研修機関等での研修はもとより、経験を積んだ職員による職場内研修の充実が必要である。</p> <p>また、県土整備事務所等では、職員の現場経験が少なくなっていることが課題となっているが、経験の豊富な職員が現場での仕事や相手とのやりとりを見せることは、スキルを習得させる上で大事なことである。</p> <p>については、業務を適正かつ効果的に執行するためには、人材の確保と育成が大変重要であり、今後とも専門職の確保とその専門性の向上に一層努められたい。</p>	<p><b>(各執行機関、人事課)</b></p> <p>①人材確保について</p> <p>病院局で勤務する医師・看護師については、県の医師・看護師確保対策と連携しながら、病院の処遇・勤務環境の改善や研修の充実などの取組みを通して、引き続き確保・育成に努めていく。</p> <p>獣医師、薬剤師については、以下の取組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医学部、薬学部を持つ大学を訪問し、学生の受験を依頼</li> <li>・採用数を確保できなかった場合には追加募集の試験を実施</li> <li>・島根県職員の魅力を紹介するプロモーション映像「島根県庁PV（プロモーションビデオ）」を作成し、現職の獣医師、薬剤師が出演し、業務ややりがいについて紹介（ホームページ上で公開）</li> </ul> <p>しかしながら、採用困難な状況が続いているため、学生に直接説明する機会を増やすなど、確保に向けた取組みを引き続き実施したい。</p> <p>児童福祉に関する専門職については、従来から児童福祉職、心理職をそれぞれ年に1名から3名ずつ計画的に採用しており、採用後は児童虐待対応や児童相談に必要な知識、手法に関する専門研修を毎年実施している。引き続き、職員の資質向上に努めていく。</p> <p>②人材育成について</p> <p>部局ごとに以下のような取組みを行っており、引</p>

	<p>き続き取組みの継続・強化を図っていききたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用時からの計画的な人材育成を図るため、職種単位の人材育成方針や研修計画を定めている。</li> <li>・専門性を高める取組みとして、外部機関が主催する専門研修への積極的な参加奨励のほか、資格取得を支援するための勉強会開催や、現場及び受注者への理解を目的とした「建設工事現場派遣研修」（H28.10から実施）等、工夫した取組みを行っている。</li> <li>・OJTの取組みとして、若年職員への指導担当職員の配置や事例検討会などの勉強会開催を通じて、先輩職員から技術や知識の伝承を行っている。</li> </ul> <p><b>（公安委員会）</b></p> <p>警察における専門職は、科学捜査研究所に勤務する研究職、警備艇乗組員として勤務する海事職、保健師として職員の健康管理を担う医療職等があるが、いずれも島根県の安全安心を守るため重要な職であり、計画的な採用を行っている。</p> <p>今後も大学・高校訪問や創意工夫を凝らした広報等募集活動を推進し優秀な人材の確保に努める。</p> <p>また、人材育成については、専門研修機関や警察大学校などでの研修を体系的に実施し、専門的な知識・技能の向上に努めている。</p>
<p><b>(3) 内部統制機能の充実について</b></p> <p>業務量の増大や業務の複雑化が進む中で、不適正な事務処理などの発生を防止するためには、内部統制機能の充実が有効である。</p> <p>今回の監査において、この内部統制機能に関して、予防的監査として、各所属の取組状況や推進に当たっての考え方の確認を行うとともに、その普及啓発を実施した。</p> <p>ほとんどの所属においては、不適正な収入・支出が行われる可能性や不適正な情報管理が行われる可能性があることなどを認識し、チェックリストやマニュアルの作成等の対策を講じるとともに、課内会議等で情報共有が図られているが、一部の所属においては、こうしたリスクは認識しているものの、それらの回避策や情報共有が不十分なところもあった。</p> <p>については、各所属においては、業務上のリスクに</p>	<p><b>（各執行機関）</b></p> <p>各執行機関における不適正な事務処理などの発生を防止するために、これまで庶務事務集約化と新財務会計システムなど各種システム導入によるチェック機能の強化、業務点検委員会による業務点検の実施、全庁的な事務の改革・改善運動等を行ってきたところである。</p> <p>今後も、これまでの取組みを進めていく。</p> <p><b>（公安委員会）</b></p> <p>警察では、年3回の定期監査を実施し、会計経理に係る内部牽制を図っている。</p> <p>細かな取り組みとしては、決裁上の各段階における「執行伺チェック表」の活用や「業務チェックマニュアル」による点検を行うことで不適正な事務処理の発生を防止している。</p> <p>また、予算執行において起案者と検査員を別にするなど相互牽制を図っている。</p>

ついて改めて話し合いをして情報共有を図るとともに、その回避策や対処法を具体的に検討した上で、できるところから取り組まれたい。

また、既に取り組んでいるところについては、回避策や対処法の不断の見直しを行い、業務運営の適正さを引き続き確保されたい。

今後も、各種会議等で業務上のリスクについて情報共有に努め、これまでの取り組みを推進していく。

#### 島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月20日

島根県監査委員 生 越 俊 一  
同 岩 田 浩 岳  
同 錦 織 厚 雄  
同 後 藤 勇

## 平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>(1) 団体に対する意見</p> <p>① A E D の使用訓練の実施について</p> <p><b>【該当指定管理者】</b></p> <p>A E D (自動体外式除細動器)については、近年県の庁舎や公の施設でも設置が進んでおり、緊急時の人命救助につながる機器として、その重要性に対する認識が広がっている。</p> <p>今回の監査では、指定管理者制度導入施設である公の施設における A E D の設置状況や指定管理者における使用訓練の状況等を確認した。</p> <p>その結果、今回監査したほとんどの施設で A E D が設置されていたが、職員を対象とする使用訓練については定期的な実施がされていない例が見受けられた。</p> <p>A E D はその機能上、多くの県民が利用する公の施設においては特に重要な機器であり、緊急時において適切に使用されることが必要であるため、A E D が設置されている施設の指定管理者においては、職員に対して毎年度使用訓練の機会を設けるなど、定期的な使用訓練の実施について適切な対応を取られたい。</p>	<p>① A E D の使用訓練の実施について</p> <p>((公財)しまね海洋館)</p> <p>定期的に A E D を使用した「普通救命講習」を受講させており、全職員が講習を修了している。また、浜田市のまちかど救急ステーションの事業所認定も受けている。</p> <p>((株) S P S しまね)</p> <p>毎年、松江消防署の協力を得て、館内職員研修として全職員を対象に「普通救命講習 I」を実施している。</p> <p>今後も職員に定期的に受講させることで、職員のスキルの維持、向上に努め、緊急時に適切に対応できるよう努める。</p> <p>((公財)しまね自然と環境財団)</p> <p>これまでも定期的に A E D 使用訓練を実施しており、本年でも 3 月に全職員を対象に同訓練を実施した。</p> <p>特に三瓶自然館は、救急隊の到着に時間がかかることが想定されることから、同訓練を重視し、今後も定期的に訓練を実施する方針としている。</p> <p>((株)島根東亜建物管理)</p> <p>平成29年度指定管理事業計画書において、職員を対象に、松江消防本部による A E D を含んだ普通救命講習を年 1 回実施することとした。</p> <p>(N P O 法人 国際交流フラワー 2 1)</p> <p>毎年 1 回、スタッフ全員(正職員、パート)を対象に A E D 訓練を実施している。</p> <p>((公財)ホンザキグリーン財団)</p> <p>年 1 回、全職員を対象に消防署の指導の下、救命救急と A E D の使用訓練を実施している。</p>

## ② 不審者対策の実施について

### 【各指定管理者】

昨今、多くの人々が利用する集客施設等での危機管理の一環として、火災発生時の避難や防火対策の訓練、自然災害発生時の対応の訓練とともに、外部からの不審者の侵入や危険な行動に対処する訓練等の重要性に関する認識が高まりつつあり、今回監査した指定管理者制度導入施設でも、このような不審者の侵入を想定した訓練等の取組が見られた。

危機管理への社会的な意識は今後更に高まっていくと考えられることから、各指定管理者においては、指定管理者制度導入施設における危機管理の充実に向けた取組の一環として、不審者対策の

((一財)くにびきメッセ)

応急救護訓練等の際に、定期的に職員向けの AED 訓練を行う。

((公財)しまね産業振興財団)

毎年 1 回、職員を対象とした AED 使用訓練を実施している。

(NPO 法人 出雲スポーツ振興 21)

年 1 回、全職員を対象に使用訓練を行うこととしている。

((株)ISP)

年 1 回、全職員を対象に心肺蘇生法及び AED の使い方の研修会を開催し、使用訓練を行うこととしている。

(ミュージアムいちばた)

平成 29 年 2 月 21 日の休館日を利用して、アテンダント及び事務所スタッフが、出雲市消防本部職員から普通救命救急講習(心配蘇生法の講義・実技)を受講し、緊急時における AED の使用方法や、館内で実際に起きた場合の対処方法等を学んだ。

今後も AED の使用訓練を定期的の実施し、来館者対応に役立てたい。

## ② 不審者対策の実施について

((公財)しまね海洋館)

平成 29 年 3 月 7 日に不審者及び不審物を想定したテロ対策訓練を浜田・江津警察署、機動通信課、警備部機動隊と合同で実施した。

((株)SPSしまね)

従来、緊急対応フローを名刺サイズの冊子にまとめ、勤務中は全職員に携帯させるなど、緊急事態の発生に備えてきたが、不審者侵入を想定した訓練等は実施していなかった。

平成 29 年度は 9 月に松江警察署の協力を得て、館内職員研修として防犯体制強化に繋がる訓練・講習の実施を計画しており、今後も犯罪やテロ、不審者

実施に一層努められたい。

対応に備え、継続して施設の防犯体制強化に努める。

((公財)しまね自然と環境財団)

これまでもさまざまな危機を想定し各種訓練を実施しており、不審者対策としては平成27年6月、大田警察署の指導のもと、対応訓練を実施した。この他、不審者に備え、刺股、催涙スプレーを、各受付付近に常備している。

今後も、さまざまな危機を想定しながら、訓練や危機管理マニュアルに反映させ、利用者のより一層の安全確保に努めていく。

((株)島根東亜建物管理)

平成29年度指定管理事業計画書において、職員を対象に、社内の警備員指導教育責任者による防犯講習を年1回行うこととした。

(NPO法人 国際交流フラワー21)

今後、不審者対策についての訓練を実施し、職員の危機管理意識を高めていく。

また、今年度中を目処に、訓練結果をもとにして不審者対策のマニュアルを作成することとしている。

((公財)ホシザキグリーン財団)

危機管理対応マニュアルの中で不審者対策についても定め、対応を行っている。

((一財)くにびきメッセ)

危機管理マニュアルを見直し、不審者対策が適切に実施されるよう措置している。

((公財)しまね産業振興財団)

不審者対策訓練と不審者対策マニュアルの策定を行うこととした。

(NPO法人 出雲スポーツ振興21)

毎日の巡視点検等に併せて、不審者や不審物の確認を行うこととしている。

危機管理マニュアルの被害シナリオをもとに年1

回の机上・実地訓練を行うこととしている。

((株)ISP)

毎日の巡視点検等に併せて、不審者や不審物の確認を行うこととしている。

夜間利用者が増加する夏季シーズンは、警備会社に夜間巡回(2名)を委託することとしている。

((株)MIしまね)

危機管理基本マニュアルを策定し、緊急連絡網や初動対応チェックシートなどを定めている。

また、松江警察署古江交番に日頃から積極的な現場巡回を行っていただくなど、不審者侵入時のスムーズな連携強化に努めている。

(ミュージアムいちばた)

国がとりまとめた「ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス」にて示されている「テロ対策への意識の向上・取組体制の構築」「見せる警戒・施設利用者の協力によるテロ対策」「環境・資機材等の整備によるテロ対策」について職員で共有・周知するとともに、実施可能な対策について可能な限り講じている。

### ③ 受託収納計算書の提出について

#### 【該当指定管理者】

指定管理者制度導入施設の使用料収入について、使用料収入が県収入となるいわゆる「代行制」を採用している場合、指定管理業務の基本協定書においては、毎月の使用料収入を翌月に県に納付することに伴って、知事(又は教育長)及び会計管理者に当該使用料収入に係る受託収納計算書を納付後に提出するよう定められているが、今回監査した指定管理者については、当該計算書を提出していなかったり、知事又は教育長には提出しているが会計管理者に提出していない例が見受けられた。

この計算書は、県が歳入を速やかに捕捉するためのものであり、代行制を採用している施設の指定管理者においては、基本協定書の規定を遵守し

### ③ 受託収納計算書の提出について

((株)SPSしまね)

従来、受託収納計算書は翌月10日までに知事あての月次報告書と併せて提出し、所管課を通じて会計管理者へも提出をしてきた。今後は、知事あてのものとは別に会計管理者あてのものを用意することとし、引き続き遅滞なく提出する。

((株)島根東亜建物管理)

県から受託収納計算書の様式が提示されたことを受け、平成28年11月分の使用料の納付から受託収納計算書の提出を開始した。

((公財)しまね産業振興財団)

基本協定書の規定に基づき、指定期限内に知事及び会計管理者に受託収納計算書を提出するよう改め

て当該計算書を知事（又は教育長）及び会計管理者へ提出されたい。

#### ④ 再委託の通知について

##### 【各指定管理者】

指定管理業務の基本協定書では、当該業務の一部について指定管理者が第三者への再委託を行う場合、再委託先業者の名称と再委託の対象業務を県に通知するよう定められているが、今回の監査において、当該通知が行われていない例が見受けられた。

この通知は、県が指定管理業務を指定管理者に委託する中で、例外的に認めている部分的な再委託の状況を的確に把握するためのものであり、指定管理者においては基本協定書の規定を遵守し、再委託先業者の名称と再委託の対象業務を県に通知されたい。

た。

((株)MIしまね)

使用料収入を県に納付した際には、受託収納計算書を教育長及び会計管理者へ提出する。

(ミュージアムいちばた)

毎月、教育長に報告する業務報告書に受託収納計算書を添付して提出していたが、平成28年10月業務報告書提出分以降、受託収納計算書を教育長及び会計管理者宛にそれぞれ提出し報告している。

#### ④ 再委託の通知について

((公財)しまね海洋館)

基本協定書の規定に基づき、毎年度再委託の通知を行っている。

((株)SPSしまね)

施設の維持管理業務に関して再委託をしており、指定管理の応募書類及び年度毎の事業計画書に、再委託先業者の名称と対象業務について記載し、通知を行っている。今後も基本協定書の規定を順守し、適切に通知する。

((公財)しまね自然と環境財団)

平成17年度の指定管理者制度導入以降、適切な通知に努めている。

((株)島根東亜建物管理)

県から再委託の通知について指示されたことを受け、平成29年5月18日に県に対し再委託先の一覧を報告した。

(NPO法人 国際交流フラワー21)

平成28年10月の指定管理者公募における指定管理者指定申請書において、再委託業者名と再委託の対象業務を島根県に通知した。

今後は、各年度の2月末日提出期限となっている翌年度の事業実施計画提出に合わせて、再委託業者等を通知する。

	<p>((公財)ホシザキグリーン財団)</p> <p>再委託の通知については、これまで再委託の対象業務は事前に県に通知しているが、再委託先業者の名称は前年度分について事後報告を行っていた。</p> <p>平成29年度分からは、再委託先業者の名称について、当該年度の5月までに報告することとした。</p> <p>((一財)くにびきメッセ)</p> <p>再委託先業者の名称と再委託の対象業務をすでに県に通知している。</p> <p>((公財)しまね産業振興財団)</p> <p>第三者へ再委託する業務について、基本協定書の規定に基づき、再委託先業者の名称と再委託の対象業務を県に通知する。</p> <p>(NPO法人 出雲スポーツ振興21)</p> <p>基本協定書に基づく翌年度の事業計画書の提出に併せ、再委託業者の名称と再委託の対象業務を県に通知することとしている。</p> <p>((株)ISP)</p> <p>基本協定書に基づく翌年度の事業計画書の提出に併せ、再委託業者の名称と再委託の対象業務を県に通知することとしている。</p> <p>((株)MIしまね)</p> <p>事業計画書に再委託先業者名及び対象業務を記載し、県に提出する。</p> <p>(ミュージアムいちばた)</p> <p>指定管理業務の一部を第三者へ再委託する際には、再委託先業者名及び対象業務について、県に文書で通知する。</p>
<p>(2) 所管課等に対する意見</p> <p>① AEDの使用訓練について</p> <p>【該当所管課】</p> <p>団体に対する意見で述べたように、AEDはそ</p>	<p>① AEDの使用訓練について</p> <p>(人事課)</p> <p>指定管理施設におけるAED設置等の実態を把握</p>

の機能上、多くの県民が利用する公の施設においては特に重要な機器であり、緊急時において適切に使用されることが必要である。

AEDが設置されている指定管理者制度導入施設の所管課においては、当該施設におけるAEDの設置、維持管理、使用訓練等の実態を把握するとともに、指定管理業務に当たる職員を対象とする使用訓練が定期的実施されるよう指導されたい。

## ② 不審者対策の実施について

### 【各所管課】

団体に対する意見で述べたように、不審者対策は危機管理の一環として、火災や自然災害等への対応と同様にその重要性に関する認識が高まりつつあるため、所管課においては、各指定管理者による不審者対策の実施状況を把握するとともに、指定管理者において不審者対策が適切に実施されるよう指導に努められたい。

## ③ 受託収納計算書の提出について

### 【該当所管課】

団体に対する意見で述べたように、受託収納計算書は県が歳入を速やかに捕捉するためのものであるため、当該計算書の提出を要する指定管理者制度導入施設の所管課においては、当該計算書が基本協定書の規定に従って提出されるよう指導されたい。

## ④ 再委託の通知について

### 【各所管課】

団体に対する意見で述べたように、再委託の通知は、県が例外的に認めている部分的な再委託の状況を的確に把握するため必要なものであり、所管課においては、基本協定書の規定に従って通知が行われるよう指導されたい。

し、設置している場合は職員を対象とする使用訓練が定期的実施されるよう指導した。今後も定期的な実施を指導していく。

(文化財課)

AED設置施設では、各消防本部等と連携して、AED使用方法の講習会などを実施している。今後も定期的な実施を指導していく。

## ② 不審者対策の実施について

(人事課)

指定管理者による不審者対策の実施状況を把握し、必要に応じて危機管理マニュアルの見直し等、不審者対策が適切に実施されるよう指導した。

今後も、適宜マニュアルの見直しなど、適切に対応されるよう指導していく。

(文化財課)

各施設において、危機管理マニュアルを整備し、不審者の侵入等に備えている。

今後も、適宜マニュアルの見直しなど、適切に対応されるよう指導していく。

## ③ 受託収納計算書の提出について

(人事課)

受託収納計算書の提出について、改めて指導した。

(文化財課)

基本協定書の規定に従い、受託収納計算書を提出するよう、改めて指導した。

## ④ 再委託の通知について

(人事課)

指定管理者がその業務の一部を再委託した場合の県への通知について、改めて指導した。

(文化財課)

基本協定書の規定に従い、再委託先の通知がなさ

**⑤ 指定管理料の設定について****【人事課・財政課】**

指定管理業務の実施に当たっては、県から指定管理者に指定管理料が支払われる。

指定管理料の算定については、人事課・財政課が制定している「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」により、指定管理業務の範囲、業務の要求水準、利用料金制の採用の有無等をもとに積算することとなっている。

これにより、利用料金制を採用している施設においては、指定管理業務に係る支出見込額が収入見込額を上回る差額分を指定管理料として積算し、使用料が県収入となる代行制では指定管理業務に係る支出額そのものを指定管理料として積算することとなる。また、代行制のうちメリットシステムを採用している場合では、収入が収入目標額の110パーセントを超えた場合は、当該超過分の2分の1に相当する額を当該年度の指定管理料に上乗せし、収入が収入目標額の90パーセントに満たない場合は、当該不足分の2分の1に相当する額を当該年度の指定管理料から減額することとなっている。

今回の監査の対象となった各指定管理者のうち利用料金制の対象である指定管理者やその所管課からは、努力して収入増やコスト削減を実現しても、その分が次回の指定管理料公募額の積算に反映されて指定管理料が減額されるため、努力が収益増に結び付かず、民間の事業体としてはメリット感がなく、今後指定管理の受託を継続することは今以上に厳しくなるという意見が聞かれた。

また、メリットシステムの対象である指定管理者からは、収入が収入目標額の110パーセントを超えた場合の指定管理料の増額という制度は良いが、利用料金制を採用できる施設と比べて指定管理者による運営等の工夫の余地が少ない施設であるにもかかわらず、収入が収入目標額の90パーセントに満たない場合に当該不足分の2分の1に相当する額を当該年度の指定管理料から減額する方

れるよう、改めて指導した。

**⑤ 指定管理料の設定について****(人事課・財政課)**

指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことを目的とするものである。

加えて、本県の指定管理者制度においては、民間事業者等の創意工夫や努力をさらに引き出すため、利用料金制やメリットシステムなど、インセンティブの働く仕組みを設けている。

これらの目的の達成や仕組みが機能するためには、入場者数や管理運営に必要な経費を適切に見積もることが前提であり、次回の指定管理者の募集を行う平成31年度までに実態を調査し、必要に応じて指定管理料の積算方法やメリットシステム等のあり方を検討する。

<p>法を設定することは、指定管理者の意欲を削ぐことになるのではないかと意見も聞かれたところである。</p> <p>指定管理者制度を公の施設に導入することで、コストの抑制も含め施設の効率的な運営を図ることが期待されているが、同時に公の施設は、県民がそれを利用することで生活上の様々な便益を享受することを目的として設置されたものであり、そのためには運営に当たる指定管理者の活力を引き出し、維持するという視点も必要である。</p> <p>指定管理者制度も導入されて10年以上が経過し、上記したような指定管理者からの意見も見られるようになってきていることから、人事課、財政課においては、指定管理者制度を導入している公の施設の運営が長期にわたり安定的に維持されるよう、所管課の意見も聞きながら指定管理者が置かれている状況を適切に把握し、必要な場合は、指定管理料公募額の積算方法やメリットシステムに関するガイドラインの見直しも含め、今後の指定管理者制度のあり方を検討されたい。</p>	
<p><b>II 個別</b></p> <p><b>1 萩・石見空港利用拡大促進協議会</b> (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>高速道路などの高速交通ネットワークの整備が遅れている県西部地域にとって、航空路線の維持は、産業や観光の振興、定住促進など地域の活性化にとって不可欠である。</p> <p>平成23年から大阪路線が夏季期間限定運航となり、大阪路線の定期運航化と東京路線の複便化に向けて航空会社等と利用促進に取り組んでいる。</p> <p>こうした中、国土交通省が募集した羽田発着枠政策コンテストで認められた東京路線の2往復便化による成果が評価され、平成28年3月より、更に2年間の期間延長が決定した。</p> <p>については、延長期間中の取組の評価が複便運航の定着に繋がると考えられることから、より一層</p>	<p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>萩・石見空港利用拡大促進協議会では、東京線の2往復運航の継続と大阪線の定期便運航再開に向け、圏域在住者や出身者に対する利用助成、団体や個人向け旅行商品の造成支援、交流事業の促進など利用促進に繋がる様々な取組みを行っている。</p> <p>特に、東京線の2往復運航については、平成29年度の利用促進対策を拡充し、島根県、島根県観光連盟、石見観光振興協議会など「萩・石見空港東京線利用促進対策会議」の構成員や航空事業者（ANA）、圏域の市町と緊密な連携を取りながら、平成30年3月以降の継続に向け、利用者数の増加を図っていく。</p>

<p>の利用促進に取り組まれたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>団体に対する意見で述べたように、東京路線複便運航の定着化を図るため、羽田発着枠の期間延長を好機と捉え、団体の利用促進対策への支援を行うとともに、県関係部局や地元と連携した産業及び観光振興、地域振興等による観光利用やビジネス利用の更なる拡大など、安定した需要確保対策などに引き続き取り組まれたい。</p>	<p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>団体を実施する運賃助成や旅行商品造成支援等の利用促進対策への助成を強化するとともに、東京線については、島根・山口両県、両県の観光団体等で構成する「萩・石見空港東京線利用促進対策会議」を平成29年9月に立ち上げて推進体制を強化し、県が主体となって広域連携による効果的な施策の実施により安定的な需要の創出を図っている。</p> <p>また、関係市町でも独自の運賃助成制度を設けており、こうした様々な対策により、需要を確保し、東京線2便運航の継続に繋げていく。</p>
<p>2 一畑電車沿線地域対策協議会 (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について</p> <p>一畑電車沿線地域対策協議会では、一畑電車(株)への支援計画として、平成23年度に前期計画(平成23年度～平成27年度)を策定し、安全性の向上、サービス水準の向上、経費の削減などが図られてきた。さらに、平成28年4月には、前期計画における事業効果の検証を踏まえて、後期計画(平成28年度～平成32年度)が策定されたところである。</p> <p>後期計画では、新型車両の導入や線路・電路の整備などが計画されており、列車運行や災害に対する安全性の向上、快適性(乗り心地)の更なる改善、柔軟な運行による利便性の向上などの効果が期待されている。</p> <p>については、後期計画を着実に実施するとともに、一畑電車(株)による自助努力を促し、利用者の増加につながる効果的な取組を進められたい。</p>	<p>① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について</p> <p>一畑電車沿線地域対策協議会では、沿線住民の日常生活に必要な不可欠な一畑電車の運行を維持・支援するため、平成23年度に前期支援計画を、平成28年4月には後期支援計画を策定した。</p> <p>前期計画に基づく事業の検証では、一畑電車(株)の自助努力もあり、安全性の向上、サービス水準の向上、経費の節減、経営の安定化などの効果が認められた。</p> <p>後期計画に基づき、10年間の基本方針を踏まえた計画的な設備投資・修繕を行う。さらなる安全性の向上や利便性の向上のため、平成28年度には新型車両を2両導入したところであり、平成29年度にはさらに2両導入する予定である。</p> <p>一畑電車のさらなる利用促進が図られるよう、新型車両導入の効果を最大限に活用しつつ、計画的かつ効果的な取組を着実に進めていく。</p>

<p><b>3 (公財)しまね自然と環境財団</b>                  (所管課：自然環境課・環境政策課)</p> <p>(1) 所管課 (自然環境課)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 観光での活用について</p> <p>三瓶自然館は、自然系博物館としての学習機能だけでなく、大山隠岐国立公園・三瓶山地区のビジターセンターとしての機能も併せもっている。</p> <p>入館者数については、平成27年度は10万9千人で、ここ10年間で最多となった平成25年度の16万2千人をピークに、その後、徐々に減少している。</p> <p>また、三瓶自然館の附属施設として、世界的にも極めて貴重な埋没林を保存展示する三瓶小豆原埋没林公園があるが、埋没林公園には団体利用に適した施設がないため、団体の受入がスムーズに出来ない状況にあり、来園者も近年は2万人余で推移している。</p> <p>このような中、平成28年7月、環境省の「国立公園満喫プロジェクト」において、全国で先行的・集中的に取り組まれる8つの国立公園の一つとして、大山隠岐国立公園も選定された。また、埋没林公園については、公園の展示棟にある埋没林の保存方法を考える検討委員会において、保存方法や施設整備の方向性について検討が進められており、三瓶自然館と合わせて、県の中央部の観光振興にも大いに寄与するものと期待されている。</p> <p>については、国のインバウンド対策、県・大田市の観光振興等の動向を視野に、国、地元自治体、県関係部局等との積極的な連携を図り、利便性・魅力の向上について取組を進め、観光面でもより一層積極的な活用を図られたい。</p>	<p>① 観光での活用について</p> <p>平成28年12月に国、県、地元自治体、民間事業者等とともに策定した全体事業計画「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2020」の中で、インバウンド対策や三瓶小豆原埋没林のガイダンス施設の整備、三瓶山観光の促進を検討することとしている。</p> <p>現在、プログラムの実現に向けて行動計画を検討しており、三瓶自然館サヒメルと合わせ、施設の魅力向上等に取り組み、観光面において積極的な活用を図っていく。</p>
<p><b>4 NPO法人 国際交流フラワー21</b>                  (所管課：農産園芸課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 花ふれあい公園の備品の管理について</p> <p>花ふれあい公園における指定管理業務の対象となる管理物品のうち、タッチパネルシステム2台</p>	<p>① 花ふれあい公園の備品の管理について</p> <p>タッチパネルシステムについては、モニターが映らなくなる、青線が入るなど使用出来ない状態とな</p>

<p>が、故障のため数年前から使用されていない。</p> <p>このタッチパネルシステムは、平成15年度に設置されており、画面に触れて操作することにより、しまね花の郷に関する画像情報を見ることができものだが、使用できない状態が固定化している。</p> <p>このような状態は、県の公の施設に設置された備品の管理のあり方として望ましいものではないため、適切な対応を早急に検討されたい。</p>	<p>っており撤去した。</p> <p>なお、タッチパネルシステムで提供していた情報については、館内掲示、パンフレット等で情報提供している。</p>
<p><b>5 (公財)ホシザキグリーン財団</b> (所管課：水産課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 宍道湖自然館の施設・設備等の課題への対応について</p> <p>宍道湖自然館の入館者数は、開館から約15年が経過する中、ここ数年は年間約10～11万人程度で推移してきたが、平成26年度末に実施された展示施設の一部改修や指定管理者による集客増への取組等の努力により、平成27年度は12万人を超えた。</p> <p>一方で、同館の宍道湖からの取水管が砂や泥の堆積によって詰まり、大型水槽の水替え作業中に水が止まるなどの支障が出ることもあるが、取水管が隣接する水産技術センター（内水面浅海部）のタンクを経由して同館に入っているため、同センターが無人となる土、日曜日や休日に支障が発生した際に対応が遅れる可能性があり、同センターと対応を協議中であること、飼育用の予備水槽の亀裂について応急措置がとられており、水槽の更新が検討されていること等の実情が見られた。</p> <p>予算的な制約がある中、施設・設備の更新・修繕を逐次実施するなど所管課においては努力が払われているが、今後とも展示への影響が発生しないよう、引き続き関係部署と連携し、適切な対応をとられたい。</p>	<p>① 宍道湖自然館の施設・設備等の課題への対応について</p> <p>取水管の詰まりについては、これまで取水先の標識灯の取り外し(管理の簡便化)、取水口の嵩上げ(堆積物の混入防止)等の対策工事等を実施している。</p> <p>土日休日の取水管の詰まりが発生した場合には水産技術センターの職員に連絡し、取水口の付着物の除去や着水井へのポンプ対応等を行うこととしている。</p> <p>今後も通常の除去作業以外に夏場など水替えの不調が予想される時期には、取水口付近の付着物の除去などの事前の予防措置を講ずることで発生頻度の減少を図る。</p> <p>また、飼育用予備水槽の亀裂は応急修理により機能維持が可能であり、施設設備については展示に影響がないよう順次更新を行っている。</p> <p>今後も施設設備の不具合については、引き続き関係部署と連携し、適切に対応していく。</p>
<p><b>6 (公社)島根県観光連盟</b> (所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p>	

<p>① 観光振興について</p> <p>平成26年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、出雲大社の大遷宮などによる観光客急増に対する県東部での反動減や石見・隠岐地域における入込客数の減少傾向に対応し、観光振興施策の効果を全県的に波及させるよう求めたが、平成27年「島根県観光動態調査結果」における同年の市町村別観光入込客延べ数を見ると、県東部が前年比で微減となった一方、石見・隠岐地域は増加している。</p> <p>このように、平成27年において県東部では入込客数が大きく減少せず、大遷宮以前より高い水準を保つとともに、石見・隠岐地域では増加に転じていることは、所管課等との連携により観光資源の育成や誘客宣伝活動等に全県的に取り組まれた成果と考えられる。</p> <p>については、今後とも関係機関が連携し、観光振興の効果が一層全県的に波及するよう取り組まれない。</p> <p>また、平成27年の外国人宿泊客延べ数も前年比で大幅な増となっており、引き続きインバウンド客の一層の増加に向けて取組を強化されたい。</p>	<p>① 観光振興について</p> <p>当連盟においては、県や広域観光推進組織との連携と役割分担のもと、専任職員を配置している強み（専門性・継続性）を活かし、県内各地へ広く誘客を図るために、引き続き圏域毎の取組を強化している。</p> <p>出雲地域においては、首都圏の旅行会社やマスコミへ向けた観光情報説明会を神話の国縁結び観光協会（松江市、出雲市、安来市で構成）等と連携して開催し、旅行商品の造成や情報発信を促している。</p> <p>石見地域においては、羽田一萩・石見空港便の利用促進事業を通じて石見観光振興協議会と引き続き連携を図り、石見の食と温泉を巡る「石見の神楽めしクーポン」や「石見ぶらり手形」を企画し、旅行会社へ提供することで個人旅行客の域内周遊を促している。また、県外イベントにおいてブース出展し、「石見神楽」や「石見の食」を中心とした魅力発信を行う民間事業者組織「石見ツーリズムネット」を支援し、石見地域への誘客強化に取り組んでいる。</p> <p>さらに、平成29年は石見銀山世界遺産登録10周年の節目にあたり、誘客に向けた取組を強化している。</p> <p>隠岐地域においては、引き続き関西や山陽等の旅行会社に商品造成を働きかけるとともに、食の魅力化として隠岐観光協会等と連携して取り組んでいる「ご島地グルメ」のWEBサイトを制作し、情報発信を強化している。</p> <p>これらの施策効果が県全体に波及するよう、今後も県や関係機関と連携を密にし、一層の取組強化に努める。</p> <p>また、インバウンド事業については、県との役割分担により現在のところ実施していないものの、職員を県観光振興課に研修派遣するなど、今後の実施に向けて体制の強化を図っている。</p>
<p>7 石見観光振興協議会 (所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 石見地域の観光振興について</p> <p>石見観光振興協議会においては、「なつかしの国</p>	<p>① 石見地域の観光振興について</p> <p>石見観光振興協議会において今後も「なつかしの</p>

<p>石見」をキャッチフレーズに「石見神楽」を核とした広域観光を推進しており、平成27年度は神社における神楽上演や宿泊客を対象とした出張上演等、貴重な観光素材として石見神楽を活用する取組を実施した。</p> <p>また、石見の食材を活用した新ご当地めし「神楽めし」キャンペーン等を推進するなど、地域資源を活用した観光客数の拡大に向けた努力が続けられている。</p> <p>平成27年「島根県観光動態調査結果」における同年の市町村別観光入込客延べ数を見ると、石見地域は前年比で増加しているが、このことは、上記したような努力による成果と考えられる。</p> <p>ついでには、石見神楽ブランドの確立に向けた取組等を引き続き進めるとともに、各地域にある観光素材の新たな発掘と観光商品としての磨き上げに、県と地元がより一層連携して取り組まれない。また、萩・石見空港の利用促進対策との連携による観光振興の方策についても更に検討されたい。</p>	<p>国石見」をキャッチフレーズに「石見神楽」を核とした広域観光を推進していく。</p> <p>「石見神楽」については平成28年度に外部有識者による「石見神楽プロモーション戦略」を策定しており、平成29年度から3か年計画で、首都圏における認知度の向上を図ることや、首都圏からの来訪者における石見神楽の経験率の向上を図ることを目指し、取組を実施する。</p> <p>あわせて、石見9市町と連携し、各地の観光素材の磨き上げ、情報発信に取り組む。</p> <p>また、萩・石見空港の利用促進策としては、石見の魅力アップを図ることはもちろん、着地型商品をパッケージ化し、首都圏の旅行会社へ地元の旅行会社と連携してPRを行う。</p>
<p><b>8 (株)MIしまね</b> (所管課：文化財課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① <b>利用者の安全確保について</b></p> <p>古墳の丘古曾志公園については、全体的に施設・設備の老朽化が進んでいる。また、中には地盤沈下が発生し、ロープを張って立入制限をするなど急場をしのいでいる箇所もある。</p> <p>ついでには、利用者の安全確保のため早急に施設の点検を行い、必要な対策を講じられたい。</p>	<p>① <b>利用者の安全確保について</b></p> <p>維持保全計画策定のための施設の劣化度調査や指定管理者の定期・日常点検により発見された要修繕箇所について、利用者の安全確保を最優先に引き続き計画的な修繕を実施する。</p> <p>今回指摘のあった箇所については、修繕を実施した。</p>

**島根県監査委員公表第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県教育委員会教育長から平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月20日

島根県監査委員 生 越 俊 一  
同 岩 田 浩 岳  
同 錦 織 厚 雄  
同 後 藤 勇

平成28年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

1 包括外部監査の特定事件

県立高等学校及び特別支援学校に係る財務事務の執行及び運営の管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

## 平成28年度包括外部監査結果報告書「指摘及び意見」に係る処理方針等

指摘及び意見	処理方針・措置状況
<p><b>教育庁（共通項目）</b></p> <p><b>1 勤務管理</b></p> <p><b>【意見①】</b></p> <p>出退勤状況記録表の記録の正確性には問題があり、労働基準法上要求される勤務時間の把握の水準を満たしているとは言い難い。</p> <p>教育職員の勤務時間を適切に把握するよう改善を求める。</p> <hr/> <p><b>【意見②】</b></p> <p>月100時間を超える時間外労働を基準に面接指導の対象者を選別しているが、月100時間には満たないが、月80時間を超える教育職員を把握し、面接指導の必要性を判断することが望ましい。</p> <p>いわゆる過労死ラインを踏まえ、月80時間以上の時間外労働をした教育職員を把握し、面接指導の必要性を適切に判断できるように改善を求める。</p> <hr/> <p><b>【意見③】</b></p> <p>教育職員が生徒の指導に直接関わらない業務（校務分掌に係る業務等）に多くの時間を割き、その分、児童・生徒指導等の生徒の指導に直接関わる業務に割ける時間が少なくなっている。</p> <p>教育職員が生徒の指導に関わる業務に対してより多くの正規の勤務時間を割けるように、業務の負担、配分等の見直しをするなど改善を求める。</p> <hr/> <p><b>【意見④】</b></p> <p>事務の見直し、削減、効率化、事務職員の増員など、教育職員の長時間労働を抑制するための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、各学校の管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的について説明を改めて行った。</p> <hr/> <p>出退勤状況記録表により、時間数にかかわらず時間外勤務をした教育職員は全て把握している。</p> <p>また、校長判断による面接指導の対象者の決定基準については、一律の外形基準によることは難しい面があり、各校長が、例えば既往歴などを考慮のうえ総合的に判断している。</p> <hr/> <p>学校における事務的負担の軽減を図るために、現在導入している校務支援システムを改善するほか、教育委員会への報告・申請文書の整理、簡素化を行った。</p> <p>また、平成28年3月に行った勤務実態調査の結果を踏まえて、各学校で有効な業務改善策を検討しているが、効果的な取組みについて情報収集し、県全体で共有している。</p> <hr/> <p>教育職員の長時間勤務は、国が財源措置する教職員定数が限られる中での構造的な問題であり改善は容易ではないが、学校設置者である教育委員会と学校との共通認識の下で最大限取り組んでいく。</p>

<p><b>2 人件費</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p><b>3 資産管理</b></p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>ほぼ全ての県立学校で、物品一覧表と現物の不一致が散見された。その原因は、物品の登録漏れや除却漏れであり、現状の物品一覧表の記載及び現物の管理は十分に行われているとは言えない。</p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的を実施し、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>財務会計システムへの登録や証票の貼付を徹底するとともに、長期休業期間を活用した教職員による一斉点検を行うなど、県会計規則に基づき適正に管理するよう改めて学校に注意喚起する。</p>
<p><b>4 情報管理</b></p> <p><b>【意見①】</b></p> <p>「島根県立学校電子情報安全対策要領」の一部の規程については通用力を失っている状態である。</p> <p>パソコンの管理規程を現状に見合った内容に改定するなどの改善を求める。</p> <hr/> <p><b>【意見②】</b></p> <p>公用USBメモリの目視確認の頻度が週1回が妥当か否かについては、現状を踏まえると検討が必要と思われる。</p> <p>USBメモリの目視確認の頻度を適切な頻度とするよう改善を求める。</p>	<p>「県立学校電子情報安全対策要領」を見直すこととし、新たな管理規程の策定に着手した。</p> <hr/> <p>教職員用USBメモリは、H29年度中に更新を予定しており、新しいUSBメモリの導入時までには管理方法を見直すこととし、作業に着手した。</p>
<p><b>5 学校規模・配置</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>県立学校の定時制については、いずれの高校も生徒数が入学定員数を大幅に下回っており、特に、松江工業高校の定時制については、生徒数が入学定員数の5～12%に過ぎないなど、定員数が過剰であると言わざるをえない。</p> <p>県立高等学校の定時制の定員数について、適切な定員数となっているか検討を求める。</p>	<p>2020年代の県立高校の在り方について、現在、「今後の県立高校の在り方検討委員会」において議論が行われており、定時制高等学校の定員の在り方についても検討される予定である。</p>

<p><b>6 県費会計</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>各県立学校において共通ないし類似する物品等の購入やサービスについて契約をする場合に、それらについては、可能な限り、県立学校を所管する島根県教育委員会が取りまとめたり、近隣の県立学校が共同して発注し、契約を締結するなどして、契約コストの縮減や契約手続の効率性を高めるよう改善を求める。</p>	<p>生徒が使用するパソコンや、被服貸与品、A E D、特別支援学校の暖房用 A 重油等、複数校で同一のものを利用しており、また教育委員会が一括して契約することで経費や事務負担が軽減するものについては、教育委員会でも一括して契約を行っている。</p> <p>引き続き、契約コストの縮減や契約手続の効率化に取り組む。</p>
<p><b>7 県費外会計</b></p> <p><b>【意見①】</b></p> <p>県費外会計間での貸借については、学校徴収金等取扱い要綱で校長の決裁がある場合を除き禁止されているが、実際には、監査対象校において県費外会計間で貸借が散見され、しかも校長の決裁がないものもあった。</p> <p>県費外会計間の貸借については、学校徴収金等取扱い要綱に従い校長の決裁を受けることはもとより、そもそも県費外会計間の貸借が生じないよう、会計年度における事業計画の精査や適切な予算編成を行うよう改善を求める。</p>	<p>学校徴収金等取扱い要綱を改正し、県費外会計間の貸借にかかる決裁手続きを厳格化し、校長による決裁を徹底した。</p>
<p><b>【意見②】</b></p> <p>立替払いについては、支出の適正性に問題を生じさせるリスクがあるし、ポイント等の取り扱いに関しても問題が生じ、教職員に無用の経済的負担を生じさせる危険性もあるが、立替払いについてのルールが存在しない。</p> <p>県費外会計における教職員の立替払いについて、適正性を担保するための規定を策定するなど改善を求める。</p>	<p>学校徴収金等取扱い要綱を改正し、県費外会計における立替払いのルールを明記した。</p>
<p><b>【意見③】</b></p> <p>現金出納簿の現金の出入金の日付を、収入伺書や支出伺書の決裁の日付にする運用がなされており、現金出納簿の現金の出入金の日付が、通帳の記載と一致していないケースが散見された。</p> <p>現金出納簿の現金の出入金の日付については、現実に現金を出入金した日付を記載するなど記載方法について検討し改善を求める。また、会計年度外の収入支出を決算に反映しないよう改善を求める。</p>	<p>県費外会計の現金出納簿の現金出入金の日付の記載方法や、会計年度外の収入支出の決算方法については既に文書通知しているが、学校徴収金等取扱い要綱の中に明記し、改めて徹底した。</p>

<p><b>8 学校評価及び教育職員評価</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>臨時的任用職員も、その他の教育職員と同様、教育活動に従事しているのであり、要求される資質・能力は、他の教育職員とそれほど変わらない。臨時的任用職員も評価システムの対象者とするよう改善を求める。</p>	<p>臨時的任用者についても、資質能力向上を図る観点から評価対象とし、評価及び面接を実施している。任用及び校内人事の対象とする制度への変更は考えていない。</p>
<p><b>9 高校魅力化事業</b></p> <p><b>【意見①】</b></p> <p>魅力化事業の成果参考指標として、地元中学生の入学率を加えるなど、より多角的に事業評価を実施するよう改善を求める。</p>	<p>魅力化事業は平成29年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。</p> <p>成果参考指標については、県外からの入学生の数に加え、地元中学生の入学率、児童生徒の地域貢献意欲を指標とした。</p>
<p><b>【意見②】</b></p> <p>県外生の入学者数については、県内生の県立学校への進学機会を制限することにならないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。</p>	<p>県外生の受入は、県内生・県外生の双方に様々な教育効果をもたらしており、島根らしい教育の魅力をもより一層充実させるための大切な要素である。「教育の魅力化」に向けた検討の中で、「しまね留学」の県外卒の在り方についても議論していく。</p>
<p><b>【意見③】</b></p> <p>魅力化事業は、個々の事業というよりかは、全体の事業を通じて高校の魅力化を図る事業であるから、県の交付金の対象事業のみ把握しても適切な事業評価はできない。</p> <p>魅力化事業について、実施主体の事業の全体の事業内容及び収支予定を把握すべきである。</p>	<p>魅力化事業は平成29年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。</p> <p>各地域における「教育魅力化協議会」において、事業全体の内容及び予算が検討・議論されていくこととなる。</p>

<p><b>第 1 松江南高等学校</b></p> <p><b>1 勤務管理</b></p> <p>【意見】</p> <p>教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p>
<p><b>2 人件費</b></p> <p>【意見】</p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p><b>3 資産管理</b></p> <p>【指摘】</p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>財務会計システムへの登録や証票の貼付を徹底するとともに、長期休業期間を活用した教職員による一斉点検の実施などの方策を検討し、物品一覧表との齟齬が生じないよう適切に管理する。</p>
<p><b>4 県費外会計</b></p> <p>【指摘】</p> <p>学校徴収金取扱要綱10条は、預金通帳の保管者とキャッシュカードの保管者とは別々のものとしなければならないと定めているが、「教材費会計（家庭基礎）」及び「家庭クラブ会計」では、通帳のほかにキャッシュカードがあり、キャッシュカードは通帳管理者である会計担当者が保管し、暗証番号も同人が把握していた。</p> <p>預金通帳の保管者とキャッシュカードの保管者を別々の者とするよう改善を求める。</p>	<p>指摘を受けてキャッシュカードの運用について見直し、既に廃止した。</p>

<p><b>第 2 松江商業高等学校</b></p> <p><b>1 勤務管理</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p>
<p><b>2 人件費</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p><b>3 資産管理</b></p> <p><b>【指摘①】</b></p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p> <hr/> <p><b>【指摘②】</b></p> <p>県費外会計で購入した物品の中に証票シールが貼付されていないものがあり、証票シールが貼付されないと、県費購入物品との区別がつかず、物品の適切な管理に支障を生じさせかねない。</p> <p>県費外会計で購入した物品については、証票シールを貼付し、県費で購入した物品との区別が分かるよう、管理方法の改善を求める。</p>	<p>財務会計システムへの登録や証票の貼付を徹底するとともに、長期休業期間を活用した教職員による一斉点検の実施などの方策を検討し、物品一覧表との齟齬が生じないよう適切に管理する。</p> <hr/> <p>県費外会計で購入した物品についてシールを貼付し、区別を明確にするよう改めた。</p>

<p><b>【指摘③】</b></p> <p>金庫内にバドミントン部の現金が複数の封筒に入ったまま特に詳しい表記もなく保管されており、金額の表記がしてある封筒についても封筒内の現金を実際数えてみると表記金額と実際の現金在高が一致していない状況であった。私費である部費を保管するのであれば、県費である現金との混在等のリスクもあるから、島根県会計規則72条の定めに基づいた現金の管理をすべきである。</p> <p>現金についてはできるだけ速やかに預金口座に入金するなど、現金の管理方法の改善を求める。</p>	<p>できるだけ速やかに預金口座へ入金するなど、現金を適切に管理するよう各部活動に徹底した。</p>
<p><b>4 県費外会計</b></p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>バドミントン部が金庫の中で保管していた現金については、預金口座に入金するなどして適切に管理するとともに、それらの現金については平成27年度の決算に反映されていない疑いがあることから、適切な会計処理を実施するよう改善を求める。</p>	<p>収入支出の都度、速やかに預金口座に入金するよう改めた。</p>
<p><b>5 学校の安全管理</b></p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>学校安全計画は、学校保健安全法27条で法律上策定が義務付けられているが、学校安全計画がなく、監査時点で作成中とのことであった。</p> <p>学校安全計画を策定するよう改善を求める。</p>	<p>平成28年度・29年度については策定した。今後は毎年度当初に策定するよう徹底する。</p>

<p><b>第 3 出雲工業高等学校</b></p> <p><b>1 勤務管理</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>一部の教育職員に過重な長時間労働が行われているなど両極化が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p> <p>なお、長時間勤務の主要因である部活動の指導には、複数顧問による業務のシェアを進めるなど、実効性のある方法を検討する。</p>
<p><b>2 人件費</b></p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>実際には芸術鑑賞のため授業が実施されていないにもかかわらず、授業が実施されたとして手当が支給されていた。(出退勤状況記録表と申請内容が不一致)</p> <p>一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された産業教育手当については返還を求めるべきである。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>支給要件を満たしていない手当について、返還させた。</p> <p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p><b>3 資産管理</b></p> <p><b>【指摘①】</b></p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p> <p><b>【指摘②】</b></p> <p>物品一覧表上の各物品の整理番号欄に空欄が目立った。</p> <p>物品については整理番号を付し、適切に管理するよう改善を求める。</p>	<p>財務会計システムへの登録や証票の貼付を徹底するとともに、長期休業期間を活用した教職員による一斉点検の実施などの方策を検討し、物品一覧表との齟齬が生じないよう適切に管理する。</p> <p>監査で指摘のあった点是对応しており、物品に整理番号を付し、適切に管理する。</p>

<p><b>【指摘③】</b></p> <p>実際の切手の数が受払簿上の残数量に対して不足しており、その原因も判明しなかった。</p> <p>切手については枚数に変動があった場合には受払簿にその都度記入するなどして、切手の管理方法の改善を求める。</p>	<p>県費で購入した郵券については、郵券受払簿へ漏れなく記載するとともに、定期的に枚数を確認するなど管理方法を改めた。</p>
<p><b>4 情報管理</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今後改訂される予定である USB メモリの管理・運用に関する規定に従い、USB メモリの所在確認をしていただきたい。</p>	<p>今後学校企画課が改訂する規定に従って適切に USB メモリの管理を行う。</p>
<p><b>5 県費外会計</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>教育職員が立替払を行う場合には、支出や精算の適正性を確保するための規定を策定するなど改善を求める。</p>	<p>学校徴収金等取扱要綱を改正し、県費外会計における立替払いのルールを明記した。</p>

<p><b>第 4 出雲農林高等学校</b></p> <p><b>1 勤務管理</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>教育職員の長時間労働が全体的に見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p> <p>なお、部活動については、部ごとに週 1 回のノー部活デーを設定するように徹底する。</p>
<p><b>2 人件費</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p><b>3 資産管理</b></p> <p><b>【指摘①】</b></p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p> <hr/> <p><b>【指摘②】</b></p> <p>台帳が存在しないケース、台帳は存在するものの現物との照合が行われておらず台帳としての機能を有していないケースなど薬品及び農薬について十分な管理がなされているとは言い難かった。</p> <p>薬品や農薬等の標準的な台帳を整備するなどして、薬品や農薬等の管理方法の改善を求める。</p> <hr/> <p><b>【意見】</b></p> <p>明耕寮は、男子寮であるが、定員40名に対して本監査時点（平成28年11月4日時点）で9名の男子生徒しか利用していない。</p> <p>明耕寮について、女子生徒も明耕寮を利用できるように女子寮の併設や転用等を検討するなどし、明耕寮の有効活用を図るよう改善を求める。</p>	<p>各学科、各部門ごとに、年 1 回夏季休業中に物品一覧表と現物の照合を行う。</p> <hr/> <p>各学科、各部門が保管している薬品や農薬の台帳を作成し、適正な管理を行っていく。</p> <hr/> <p>出雲農林高校と大社高校の二校で寄宿舎の共同利用を進める。具体的には、出雲農林高校明耕寮を女子寮として、近接する大社高校碧雲寮を男子寮として二校で共同利用することとし、現在、調整を進めている。</p>

<p><b>4 情報管理</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今後改訂される予定であるUSBメモリの管理・運用に関する規定に従い、USBメモリの所在確認をしていただきたい。</p>	<p>今後学校企画課が改訂する規定に従って適切にUSBメモリの管理を行う。</p>
<p><b>5 県費外会計</b></p> <p><b>【指摘①】</b></p> <p>会計年度間の収支の一部の計上誤りにより、決算書の繰越金額が預金通帳の残高と一致しないなどの点が確認された。また、決算書の数字に一部誤りが確認された。</p> <p>寮費会計について、決算の内容に誤りがあるため、適切な会計処理を実施するよう改善を求める。</p>	<p>平成26・27・28年度会計の収支計上を整理し、平成27年度会計について期末の預金残高と決算書の繰越金額を突合し一致を確認した。</p> <p>今後は、学期ごとのチェックを厳格に行っていく。</p>
<p><b>【指摘②】</b></p> <p>P T A収益事業会計において、校長の決裁を受けずに他会計との間でお金の貸借がなされているケースがあった。</p> <p>他会計間のお金の貸借をする場合には校長の決裁を受けるよう改善を求める。</p>	<p>学校徴収金等取扱要綱を改正し、県費外会計間の貸借にかかる決裁手続きを厳格化し、校長による決裁を徹底した。</p>
<p><b>【意見】</b></p> <p>寮費会計においては、金銭出納簿と預金通帳の出入金の日付が整合していないものが多々あった。</p> <p>金銭出納簿上の出入金の日付は、実際に現金が動いた日付を記載するよう改善を求める。</p>	<p>県費外会計の現金出納簿の現金出入金の日付の記載方法や、会計年度外の収入支出の決算方法については既に文書通知しているが、学校徴収金等取扱要綱の中に明記し、改めて徹底した。</p>

<p><b>第 5 宍道高等学校</b></p> <p><b>1 人件費</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>一部の教育職員に長時間労働が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p>
<p><b>2 資産管理</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>物品一覧表と現物との照合が行われているが、現物照合の結果が記録として残されていない。</p> <p>物品一覧表と現物との照合結果について、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>物品一覧表と現物との照合結果について、その結果を記録として保存するよう改める。</p>
<p><b>3 県費外会計</b></p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>同窓会会計は団体会計であり、学校徴収金等取扱要綱では、同団体から委任状を徴さなければならないが、委任状が徴されていない。</p> <p>同窓会会計について、同窓会から委任状を徴するよう改善を求める。</p>	<p>平成 29 年度から委任状を徴するよう改めた。</p>
<p><b>【意見①】</b></p> <p>遠足費のような大きな支出をする際には、合見積もりを徴するなどして生徒や保護者の負担を軽減するよう改善を求める。</p>	<p>平成 29 年度からは合見積を徴取するよう改めた。生徒や保護者の負担軽減に引き続き努力する。</p>
<p><b>【意見②】</b></p> <p>金銭出納簿と預金通帳の出入金の日付が整合していないものが散見された。</p> <p>金銭出納簿上の出入金の日付は、実際に現金が動いた日付を記載するよう改善を求める。</p>	<p>県費外会計の現金出納簿の現金出入金の日付の記載方法や、会計年度外の収入支出の決算方法については既に文書通知しているが、学校徴収金等取扱要綱の中に明記し、改めて徹底した。</p>
<p><b>【意見③】</b></p> <p>要件を満たしていないにもかかわらず、キャッシュカードが利用されていた期間があった。</p> <p>キャッシュカードの利用に係る学校徴収金等取扱要綱の定めを遵守を求める。</p>	<p>指摘を受け、キャッシュカードの運用について見直し、廃止した。</p>

<p><b>第 6 浜田水産高等学校</b></p> <p><b>1 勤務管理</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>出退勤状況記録表の作成はなされていたが、個々の教育職員の長時間労働の集計資料は作成されていなかった。</p> <p>勤務時間の適正な把握をするとともに、出退勤状況記録票を集計するなどして、個々の教育職員の長時間労働を適切に把握するための集計資料を作成することで、面接指導の必要な教育職員を適切に把握できる体制を整えるよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行う。</p>
<p><b>2 人件費</b></p> <p><b>【指摘①】</b></p> <p>給与等事務システムの従事内容欄に入力された勤務時間を前提とすると支給要件を満たしていないにも関わらず支給された手当が 2 件確認できた。</p> <p>一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにも関わらず支給された特殊勤務手当については返還を求めるべきである。</p>	<p>支給要件を満たしていない手当について、返還させた。</p>
<p><b>【指摘②】</b></p> <p>実際には強風のため授業が休講となったにも関わらず、授業が実施されたとして手当が支給されていた。(出退勤状況記録表と申請内容が不一致)</p> <p>一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにも関わらず支給された産業教育手当については返還を求めるべきである。</p>	<p>支給要件を満たしていない手当について、返還させた。</p>
<p><b>【意見】</b></p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>

<p><b>3 資産管理</b></p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>財務会計システムへの登録や証票の貼付を徹底するとともに、長期休業期間を活用した教職員による一斉点検の実施などの方策を検討し、物品一覧表との齟齬が生じないよう適切に管理する。</p>
<p><b>4 情報管理</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今後改訂される予定である USB メモリの管理・運用に関する規定に従い、USB メモリの所在確認をしていただきたい。</p>	<p>今後学校企画課が改訂する規定に従って適切に USB メモリの管理を行う。</p>
<p><b>5 県費外会計</b></p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>要件を満たしていないにもかかわらず、複数の県費外会計でキャッシュカードが利用されていた。</p> <p>キャッシュカードの利用に係る学校徴収金等取扱要綱の定めを遵守するよう改善を求める。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>学校徴収金会計において、他会計との間でのお金の貸借がなされていた。</p> <p>県費外会計間の貸借について、そもそも県費外会計間の貸借が生じないよう、会計年度における事業計画の精査や予算編成を行うよう改善を求める。</p>	<p>学校徴収金等取扱要綱を改正し、キャッシュカードの利用手順について改めて徹底した。</p> <p>他会計からの借入を前提としていた会計については、平成29年度予算では、借入の必要のない当初予算を編成した。今後も同様の予算編成を行う。</p>

<p><b>第 7 隠岐島前高等学校</b></p> <p><b>1 勤務管理</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>全体的に長時間労働が見られる現状を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正な把握と長時間勤務抑制のための措置を実施するよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p>
<p><b>2 人件費</b></p> <p><b>【指摘①】</b></p> <p>給与等事務システムの従事内容欄に入力された勤務時間を前提とすると支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された手当が 3 件確認できた。</p> <p>一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された特殊勤務手当については返還を求めるべきである。</p>	<p>支給要件を満たしていない手当について、返還させた。</p>
<p><b>【指摘②】</b></p> <p>宿直担当日の交代がされているにもかかわらず、交代前の宿直担当日と交代後の宿直担当日の両方について宿日直手当が支給されていることが確認できた。(出退勤状況記録表と申請内容が不一致)</p> <p>一部の教育職員に対して、支給要件を満たしていないにもかかわらず支給された宿日直手当については返還を求めるべきである。</p>	<p>支給要件を満たしていない手当について、返還させた。</p>
<p><b>【意見】</b></p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p><b>3 資産管理</b></p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>物品一覧表と現物との照合を定期的に行い、その結果を記録として保存するよう改めた。</p>

<p><b>4 情報管理</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今後改定される予定である USB メモリの管理・運用に関する規定に従い、USB メモリの所在確認をしていただきたい。</p>	<p>今後学校企画課が改訂する規定に従って適切に USB メモリの管理を行う。</p>
<p><b>5 県費会計</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>島根県浄化槽普及管理センターから、不適正判定を受けた箇所が散見され、保守点検業者の保守点検業務が、適正になされているのか疑念を持たざるを得ない。</p> <p>浄化槽保守点検業務委託について、保守点検業者による保守点検業務が適切になされているかについて、点検時に教職員が立ち会うなどして、保守点検業務の履行の検査・監督を実施するよう改善を求める。</p>	<p>今後は、適切に履行の検査・監督を行う。</p>
<p><b>6 県費外会計</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>寄宿舍の炊事員の時間外労働に対して時間外割増賃金部分の支払いがなされていない疑いがある。</p> <p>寄宿舍の炊事員の時間外労働について、労働基準法所定の時間外割増賃金部分の支払いの可否を検討し、支払いが必要であれば時間外割増賃金部分の賃金を支払うよう改善を求める。</p>	<p>勤務実態の精査を通じて、時間外労働とみなすべきものは、時間外割増賃金部分の賃金を支払うよう改めた。</p>
<p><b>7 学校評価・教育職員評価</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>臨時的任用職員も勤務評価システムの対象者とするよう改善を求める。</p>	<p>臨時的任用者についても、資質能力向上を図る観点から評価対象とし、評価及び面接を実施している。任用及び校内人事の対象とする制度の変更は考えていない。</p>

<p><b>8 魅力化事業</b></p> <p><b>【意見①】</b></p> <p>魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。</p>	<p>魅力化事業は平成29年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。成果参考指標については、県外からの入学生の人数に加え、地元中学生の入学率、児童生徒の地域貢献意欲を指標とした。</p> <p>なお、県外生の受入については、県内生・県外生の双方に様々な教育効果をもたらしており、島根らしい教育の魅力をより一層充実させるための大切な要素である。今後の「教育の魅力化」に向けた検討の中で、「しまね留学」の県外枠の在り方についても議論していく。</p>
<p><b>【意見②】</b></p> <p>交付金の要綱には概算払いの制度についての定めもあるとおり、概算払いを利用すれば他団体等による立替えの必要性がなく、そもそも制度上は事業費の立替えなど想定されていない。</p> <p>交付金の対象となる事業について、他団体等が当該事業費を立替払いすることがないように、概算払いの制度を活用するなどの改善を求める。</p>	<p>他団体よる立替払いが起きないように概算払いを活用するなどして適切な事業執行に努める。</p>

<p><b>第 8 横田高等学校</b></p> <p><b>1 魅力化事業</b></p> <p><b>【意見①】</b></p> <p>執行伺いに貼付されていた A 社及び B 社の見積書のうち、B 社の日付が書き換えられていた。見積書の日付の書き換えが行われたことを受けて、今後、同様の不適切な事務処理が行われないう、業務の理解を深めるとともに、より一層のコンプライアンス意識の向上に努めるよう改善を求める。</p> <hr/> <p><b>【意見②】</b></p> <p>魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。</p>	<p>職員に対してコンプライアンス意識を徹底するとともに、チェック体制の強化を図った。</p> <p>魅力化事業は平成 29 年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。成果参考指標については、県外からの入学生の人数に加え、地元中学生の入学率、児童生徒の地域貢献意欲を指標とした。</p> <p>なお、県外生の受入については、県内生・県外生の双方に様々な教育効果をもたらしており、島根らしい教育の魅力をより一層充実させるための大切な要素である。今後の「教育の魅力化」に向けた検討の中で、「しまね留学」の県外枠の在り方についても議論していく。</p>
<p><b>第 9 飯南高等学校</b></p> <p><b>1 魅力化事業</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。</p>	<p>魅力化事業は平成 29 年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。成果参考指標については、県外からの入学生の人数に加え、地元中学生の入学率、児童生徒の地域貢献意欲を指標とした。</p> <p>なお、県外生の受入については、県内生・県外生の双方に様々な教育効果をもたらしており、島根らしい教育の魅力をより一層充実させるための大切な要素である。今後の「教育の魅力化」に向けた検討の中で、「しまね留学」の県外枠の在り方についても議論していく。</p>

**第10 矢上高等学校****1 魅力化事業****【意見】**

魅力化事業の事業評価については多角的視点から効果の検証を実施するとともに、県外生の入学者数については、県内生の進学機会が制限されないように適切な水準を設けるなど、県外生の募集や定員の在り方に留意するよう求める。

魅力化事業は平成29年度から市町村の事業も含む新たな施策（教育魅力化推進事業）として再構築した。成果参考指標については、県外からの入学生の人数に加え、地元中学生の入学率、児童生徒の地域貢献意欲を指標とした。

なお、県外生の受入については、県内生・県外生の双方に様々な教育効果をもたらしており、島根らしい教育の魅力をより一層充実させるための大切な要素である。今後の「教育の魅力化」に向けた検討の中で、「しまね留学」の県外卒の在り方についても議論していく。

<p><b>第11 松江養護学校</b></p> <p><b>1 勤務管理</b></p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>出退勤状況記録表が破棄されており、その作成の有無や内容を確認できなかった。</p> <p>勤務時間の適正な把握をするとともに、出退勤状況記録表については実施要領に基づき、その作成と保存をするよう改善を求める。</p>	<p>現在行っている出退勤調査ができるだけ正確に記録されるよう、管理職から教育職員に対し、調査の趣旨や目的についての説明を改めて行った。</p>
<p><b>2 人件費</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>各種手当の支給の適正を図るために、手当支給申請時及び決裁時における手当支給要件の確認を申請者及び決裁権者双方が適切に判断できるように、手当支給手続の改善を求める。</p>	<p>日額特殊勤務手当（週休日部活動手当等）の申請時・決裁時において、申請者及び決裁権者双方が給与等事務システムの画面上で適切に時間要件等をチェックできるよう、今年度末までにシステムの改修を行う方向で検討している。</p>
<p><b>3 資産管理</b></p> <p><b>【指摘①】</b></p> <p>物品一覧表と現物との照合が行われているが、現物照合の結果が記録として残されていない。</p> <p>物品一覧表と現物との照合結果を記録として保存するよう改善を求める。</p>	<p>物品一覧表と現物との照合結果について、その結果を記録として保存するよう改める。</p>
<p><b>【指摘②】</b></p> <p>県費外会計で購入した物品について、県費外会計備品管理簿が作成されていなかった。</p> <p>県費外会計で購入した物品については、県費外会計備品管理簿に登録の上、物品に証票を貼付することにより、県費で購入した物品との区別がつくように適切に管理するよう改善を求める。</p>	<p>県費外会計備品管理簿への登録、証票の貼付を実施し、適切に管理するよう改めた。</p>
<p><b>【指摘③】</b></p> <p>県費外会計である給食費会計に係る現金が金庫の中に保管されたままとなっていた。</p> <p>現金についてはできるだけ速やかに預金口座に入金するなどして保管するよう、現金の管理方法の改善を求める。</p>	<p>できるだけ速やかに預金口座へ入金するなど現金の管理方法を改め、適切な管理を行っている。</p>
<p><b>4 情報管理</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今後改定される予定であるUSBメモリの管理・運用に関する規定に従い、USBメモリの所在確認をしていただきたい。</p>	<p>今後学校企画課が改訂する規定に従って適切にUSBメモリの管理を行う。</p>

<p><b>5 県費会計</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>契約金額が小・中・高等部の合計で1100万円を超えているにも関わらず、合見積もりを徴しておらず、委託業務の内容自体も決して特定の業者しかできないという性質のものではなく、契約手続の適正や経済性の観点から合見積もりを徴すべきと考える。</p> <p>給食提供業務に係る委託契約において、今後、新たな契約を締結する場合には、合見積もりを徴するなど、契約手続の適正や経済性に配慮した運用をするよう改善を求める。</p>	<p>平成28年度から献立や実績、価格等による提案競技を実施し、委託先を決定している。</p>
<p><b>6 県費外会計</b></p> <p><b>【指摘①】</b></p> <p>寄宿舎舎費会計における定期監査では、金銭出納簿の残高と通帳の残高が一致しないことを把握しながら繰越処理をせずに、金銭出納簿上の残高と通帳の残高が一致していることが確認された旨の監査報告がなされた。</p> <p>寄宿舎舎費会計の定期監査を適切に実施するよう改善を求める。</p> <p>.....</p> <p><b>【指摘②】</b></p> <p>給食費会計については、学校徴収金等取扱要綱で実施が求められている校内監事による監査が実施されていなかった。</p> <p>給食費会計について、校内監事による監査を実施するよう改善を求める。</p>	<p>金銭出納簿と預金残高の照合について、厳格な確認を行うよう改めた。</p> <p>.....</p> <p>給食費会計について、校内監事による監査を実施するよう改めた。</p>